

議案第 39 号

伊賀市国民健康保険条例及び伊賀市健診センター設置条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険条例及び伊賀市健診センター設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険条例及び伊賀市健診センター設置条例の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市国民健康保険条例（平成 16 年伊賀市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

(伊賀市健診センター設置条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市健診センター設置条例（平成 18 年伊賀市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項を次のように改める。

2 第 3 条第 2 号の規定に基づく診療報酬額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

第 10 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により算定することができないものは、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。